

新座市政策評価委員会（令和5年度第2回）資料

# 行政評価の方法及びスケジュール等について

令和6年2月15日（木）

# 1 行政評価の導入

第5次新座市総合計画においては、基本計画に位置付けた施策を戦略的かつ効果的・効率的に展開していくため、取組の実績や進捗について適切に管理・評価しながら、状況に応じて予算へ反映させるなど、PDCAサイクルに基づいた行政運営を推進することとしている。

☞総合計画P135 第6章 基本構想の推進のために／第4節 行財政運営／施策1 行政の効率化・高度化の推進

そこで、総合計画の着実な実行と進行管理を行うため、新たに行政評価に取り組むこととする。

## 参考

新座市自治憲章条例（抜粋）

第20条 市は、政策等の成果を明らかにし、第三者を含めてその内容を客観的に評価し、その結果を市政運営に反映させるものとする。

2 市は、前項に規定する評価の結果を分かりやすく市民に公表するものとする。

## 2 行政評価の実施目的

### (1) 成果重視の行政運営への転換

「どれだけ仕事をしたか」「どれだけ資源を投入したか」ではなく「どれだけ成果があがったか」という視点を重視した行政運営を行うことで、市民にとって満足度の高い行政の推進を目指す。

### (2) 行政マネジメントサイクル（P D C A）の確立

行政評価制度の運用を通じて、業務手順を常に見直すP D C Aサイクルの定着化を図り、サービス水準の向上と効率化を進め、質の高い行政運営を実現する。

### (3) 市民との情報共有化及び説明責任の向上

事業・施策の目的、達成目標やその効果等の評価情報を市民に公表することで、市民との更なる情報の共有化及び説明責任の遂行を図り、市民と市との共創によるまちづくりを推進する。

### (4) 職員の意識改革と組織の活性化

評価を通じて職員一人一人が施策・事業の必要性、コスト、効果等を常に意識して職務を遂行する職場風土を醸成し、職員の意識改革を進めるとともに、仕事のやり方を工夫するきっかけをつくり、ボトムアップによる改革改善を図る。

また、データ等を活用した事業・施策の効果の把握・分析は、職員にとって仕事の意義を見出すきっかけとなり、働く意欲の向上や組織の活性化に寄与する。

# 3 行政評価の実施方針

## ● 過去の事務事業評価制度の課題を踏まえた改善

本市のこれまでの事務事業評価においては、評価に係る作業量に見合った成果が得られない（評価結果を効果的に反映させる仕組みが確立されず、負担感の割に評価結果を活用しきれなかった）といった課題があった。

第5次総合計画については、構成を3層構造へ改め、事業レベルを整理した実施計画を毎年策定することとしたため、評価や評価結果の活用がしやすくなったといえる。その上で、以下の方針に基づき実施することとする。

- 評価の精緻さを追求するのではなく、意思決定に使える評価を目指す。
- 総合計画の進行管理のためのツールとしての位置付けを明確にし、大局的な視点で、将来都市像の実現に向けた進捗状況や市民にとっての成果を捉えるため、事務事業評価に加え、新たに施策評価を行う。
- 行政評価の透明性・客観性を確保し、外部の視点から行政活動の改善を図るため、施策評価に外部評価を導入する。
- 評価手法についても絶えず見直しを行い、本市により適した制度となるよう継続的に改善を図る。

参考 これまでの事務事業評価の取組

年度	実施内容
平成13～14年度	モデル事務事業を選定し、事務事業評価を試行（H13：21事業、H14：44事業）
平成15～16年度	市民サービスに直結した事業について評価を実施（H15：193事業、H16：183事業）
平成17年度	未実施（行財政効率化推進本部において全事業の見直しを実施したため）
平成18～22年度	新財務会計システムと連携した事務事業評価システムによる評価を試行（H18：84事業、H19：106事業、H20：57事業、H21:76事業、H22：71事業）

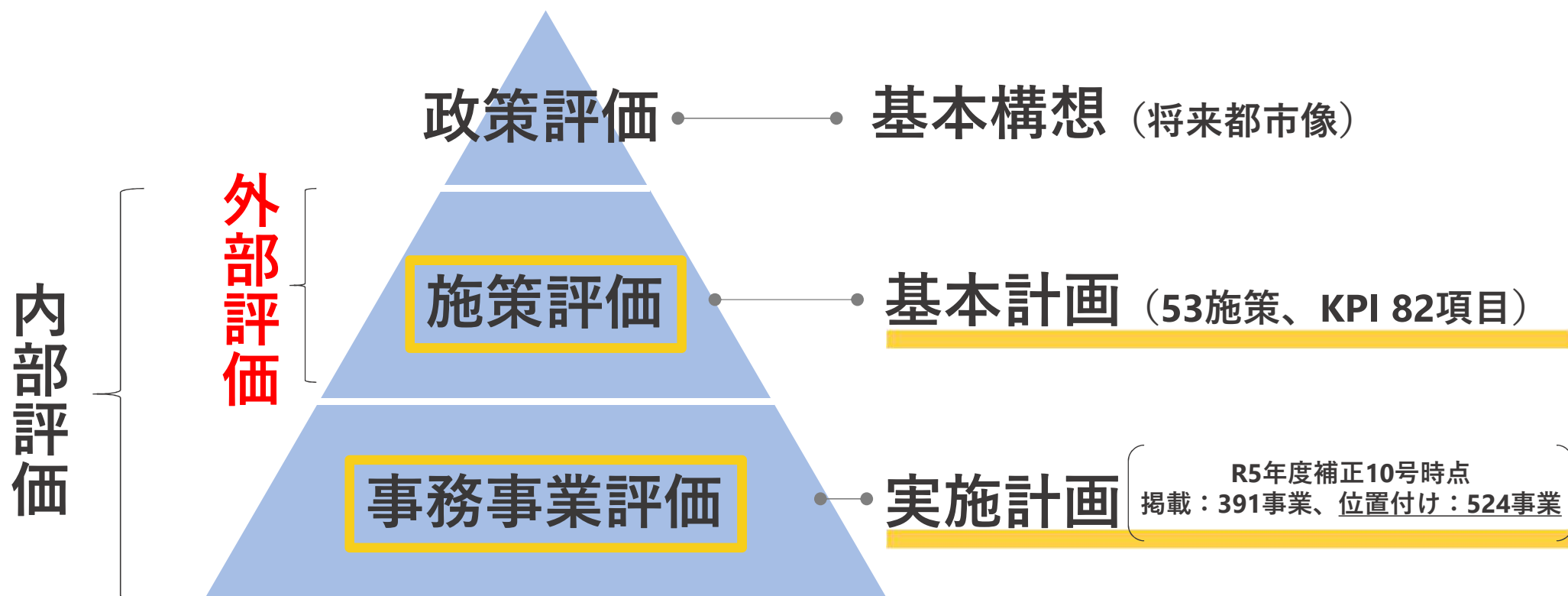
▼第4次基本構想期間中の取組

平成23年度	新たな手法についての検討
平成24年度	新たな手法の確立
平成25年度	試行実施（10事業について実施、一部を行財政改革推進委員会へ報告、結果をHPで公表）
平成26年度	本格実施（10事業について内部評価のみ実施、結果をHPで公表）
平成27年度	未実施（全事業についてサービス水準の見直しを実施したため）

※ 以降、地方創生総合戦略の成果検証等に代えることとした。

## 4 行政評価の全体像 – 基本的な枠組み –

- 「事務事業評価」及び「施策評価」で構成
- 「施策評価」については、内部評価実施後、外部評価を実施



# 5 内部評価

	事務事業評価	施策評価
概要	個々の事務事業について、投入コストや成果を把握し、事務事業レベルの進行管理を行う。また、 <u>上位施策の成果や達成度を意識して事業を推進することで、PDCAサイクルの着実な実現につなげる。</u>	施策領域ごとに設定したKPI（重要業績評価指標）の達成状況等を通じて、施策の進捗状況を把握し、課題や今後の方向性を明らかにするとともに、 <u>配下の事務事業の効果を検証し、事務事業の見直しにつなげる。</u>
対象	実施計画（令和5年度最終版）に位置付けた※全事業 ※ 掲載事業に限らない （参考）補正10号時点で524事業	基本計画に掲げる全施策（53施策）
評価シート 評価項目	事務事業評価シート【資料2参照】 （事務事業の概要／予算・決算／成果・活動指標の推移／事業の成果・分析／今後の方向性等）	施策評価シート【資料3参照】 KPI進捗評価シート【資料4参照】 （進捗状況、評価の説明等）
評価者	①事業所管課が自己評価を実施 ②所管部長が承認 ③政策推進本部が承認（最終評価）	①事業所管課が施策評価シート・KPI進捗評価シートを作成 ②各課の入力情報を基に、事務局が施策評価案（内部評価報告書案）を作成 ③政策推進本部で審議・承認（最終評価）

※ デジタル田園都市構想総合戦略（第5次総合計画前期基本計画と一致させて策定）の進捗状況の評価を兼ねる。  
また、行財政改革推進実施計画についても、別途進捗状況を把握し、内部評価報告書に含める。

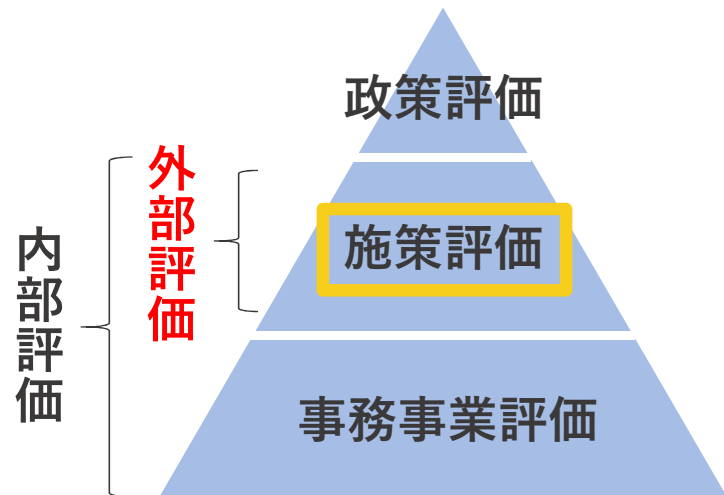
## 6 外部評価－新座市政策評価委員会－

### 新座市政策評価委員会

- 市の総合計画について、その推進に係る状況の評価検証するため、新たな附属機関として、令和5年度に設置
- 計画の実行性を高めるために、市が行う内部評価に関し、学識経験者や市民の目線で、その妥当性等を検証する。
- デジタル田園都市構想総合戦略及び行財政改革推進実施計画の進捗状況に対する評価についても、併せて行う。

### 外部評価では、市が実施した「施策評価」の妥当性を検証

→全53施策のうち、毎年1～2施策を選定（政策推進本部で決定）



#### 審査対象施策の選定の視点（いずれかに該当するもの）

- ①計画策定後の社会経済状況の変化を踏まえ、方向性の確認が必要な施策
- ②施策の達成状況等の確認が必要な施策（進捗に遅れのある成果指標等に着目）
- ③現年度（評価実施年度）・前年度（評価対象年度）に市が重点的に取組を進めており、委員会で審議する必要性の高い施策
- ④その他、外部有識者及び市民の目線で議論することが特に有意義であると考えられる施策

## 6 外部評価－外部評価の流れ－

### 内部評価報告書等の送付

・事務局から委員宛てに、内部評価報告書、事務事業評価シート等を送付する。【会議開催約1か月前】

### 資料読み込み・事前質問提出

・各委員は、資料を確認し、審議対象施策について質問や意見等があれば質問票に記載する。  
・審議対象外の施策についても、特に確認したい事項等があれば記載し、事務局へ提出する。【照会期間：約10日間】

### 事前質問に対する回答作成

・担当課が事前質問に対する回答を作成し、事務局で取りまとめの上、委員へ送付する。補足資料等があれば併せて送付する。【回答作成期間：約1週間】

### 事前質問に対する回答確認

・委員は、事前質問に対する回答を確認する。【会議開催約1週間前】

### 会議開催

・担当課からの回答に対する疑問点等を中心に、意見交換を行う。  
・会議には、審議対象施策の関係部署の職員が出席し、質問等に対応する。





# 6 外部評価 - 施策評価シートについて -



**【達成状況の評価】**  
 A：順調に推移した  
 B：おおむね順調に推移した  
 C：進捗が遅れた

**【今後の方向性】**  
 I：現状のまま継続  
 II：一部見直し等の余地がある  
 III：抜本的な見直し等が必要

第5次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート

第1章 基本政策 みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉無難】			
第2節 高齢者福祉			
施策1 高齢者福祉の充実			
施策の達成状況	A：順調に推移した B：おおむね順調に C：進捗が遅れた	判断の理由	
今後の方向性	I：現状のまま継続 II：一部見直し等の余地がある III：抜本的な見直し等が必要	判断の理由	

▲第5次総合計画 P 62・63

【例】第2節 高齢者福祉  
 施策1 高齢者福祉の充実

**【進捗状況の評価】**  
 A：順調  
 B：おおむね順調  
 C：やや遅れ気味

施策の達成状況	判断の理由	今後の方向性	判断の理由
(1) 地域包括ケアシステムの充実・推進と高齢者の権利擁護の推進			
高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、介護予防・介護度の高度化防止に向け、地域福祉活動との連携強化や介護・医療・福祉の連携強化に取り組み、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核とした包括的な地域ケア体制の更なる充実を進めます。			
医療と介護の両方を必要とする高齢者に、窓口連携と介護を一体的に提供することができるよう、関係機関との連携を推進します。			
認知症の予防から早期発見、早期発見に取り組み、認知症の方や家族を地域全体で見守る地域づくりを推進します。また、認知症になっても本人の意思が尊重された生活を送ることができるよう、医療・介護・生活支援サービスが連携したネットワークを形成します。			
支援や介護を必要とする高齢者が安心して地域で暮らしていくことができるよう、日本赤十字社支援事業の利用や成年後見制度の普及及び利用の促進に努めるとともに、権利擁護における相談の充実を図ります。また、高齢者虐待の防止や早期発見のため、地域における関係者のネットワークづくりを進めます。			
(2) 高齢者の社会参加と健康づくりの推進			
高齢者の生きがいや関与につながるよう、地域ボランティア活動などの機会の提供を進めるとともに、シルバー人材センターの機能を積極的に支援し、高齢者が関与しやすい環境の整備を図ります。			
市内大学などとも連携しながら生涯学習・スポーツ活動や多様な交流活動の充実を図ります。			

## 6 外部評価－評価の視点－

### ● 一例として

施策の達成状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・現状をしっかりと分析できているか、見落とししている点はないか</li><li>・施策の達成状況の認識やその理由が、市の現状や市民の感覚とかけ離れていないか など</li></ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>・課題の認識や課題解決に向けた取組の内容が妥当なものとなっているか（今後の方向性が、課題や市民のニーズを踏まえた的確なものとなっているか）</li><li>・施策を遂行するために市が取り組むべきことで不足しているものはないか</li><li>・実施方法、事業内容は妥当か</li><li>・今後の施策の展開に関して、新たな取組の提案はないか</li><li>・より注力すべき事業はないか など</li></ul>
KPIの進捗状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・指標値の達成状況と指標から読み取れる成果と課題に合理性があるか</li><li>・施策の評価指標を達成するための新たなアプローチはあるか など</li></ul>
全体	<ul style="list-style-type: none"><li>・市の内部評価は妥当か</li><li>・市民に分かりやすく記載されているか など</li></ul>

疑問点・御意見等があれば事前質問用紙へ記入

外部評価報告書では 内部評価の妥当性・審議過程での意見を附帯意見として記載予定

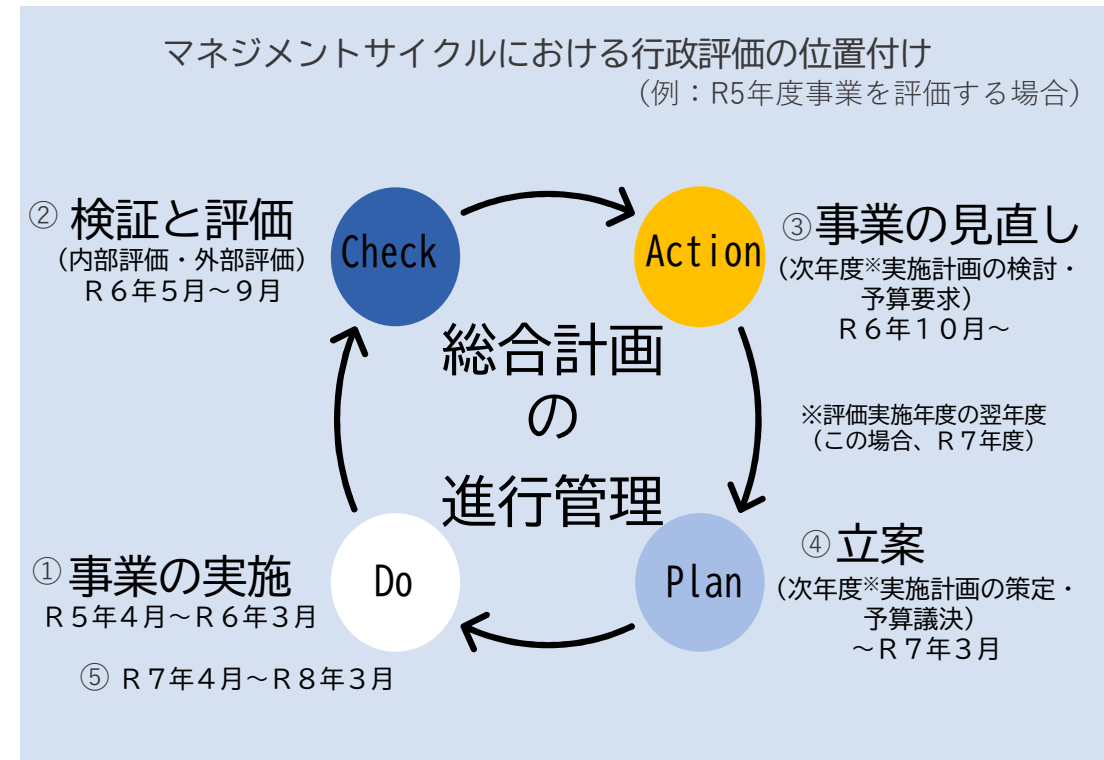
# 7 評価結果の活用・公表

## 評価結果の活用

- ・次年度（評価実施翌年度）の実施計画の策定や予算編成に活用
- ・現年度（評価実施年度）の事業展開に対しても、各課が自主的に改善・見直し作業に反映

## 評価結果の公表

- ・「事務事業評価シート」、「内部評価報告書」、「外部評価報告書」及び「外部評価における指摘事項に対する対応方針」については、市HPにおいて公表
- ・同資料については、市議会へも送付



# 8 行政評価の実施スケジュール

